

ご注意ください!

- ◆ 特定工作物について、請負金額100万円以上の解体又は改修等工事を行う場合、その工事の元請業者は、市に事前調査結果を報告する義務が生じます。
※平成18年9月以降に着工されたことを確認する作業のみで完了した事前調査結果についても報告の対象になります。
なお、特定工作物に該当しない工作物については報告の義務はありませんが、事前調査は必要となりますのでご注意ください。
- ◆ ご報告は工事着工前までをお願いいたします。
※事前調査の未報告は法に基づく指導等の対象になる他、最終的には罰則等が科せられるものになります。
- ◆ ご報告が不要な工事であっても、一部例外を除き、事前調査の実施やその結果の保存・作業場前掲示等は必要となりますのでご注意ください。
本市においても定期的にパトロール等実施しております。掲示等が見受けられない場合はご連絡する場合もございますのでご協力をお願いいたします。
- ◆ 苫小牧市にご報告いただく工事は、市内で実施されるものに限ります。
その他の地域で実施される工事については申請先が異なりますのでご注意ください。

例：千歳市	→	北海道石狩振興局
室蘭市	→	室蘭市
その他 胆振地域	→	北海道胆振総合振興局

事前調査結果報告はこちらから

石綿事前調査結果報告システム（環境省・厚生労働省）

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>



※電子申請の場合、一度の申請で同時に本市及び労働基準監督署へご報告いただけます。
※紙の様式でも受け付けることは可能ですが、この場合に限り、別途、労働基準監督署に対して所定の様式でご報告いただく必要があります。

お問い合わせ先（苫小牧市内の工事のみ）

苫小牧市環境衛生部ゼロカーボン推進室（環境保全担当）

苫小牧市字沼ノ端2番地25 TEL：0144-57-8806 FAX：0144-57-8809
Mail：z-carbon@city.tomakomai.hokkaido.jp

苫小牧市よりお知らせ

工作物石綿調査者資格制度が始まります

建築物の解体等工事においては、既に石綿に係る事前調査を実施する際、資格を有するものが行うよう規定が設けられているところですが、工作物についても、令和8年1月1日以降、同様の規定が新設されます。

新制度の概要

- ◆ 工作物の事前調査を行う際に、調査者資格が必要となります。
- ◆ 全ての工作物が資格者制度の対象となるわけではなく、工作物のうち、石綿含有建材が使用された可能性の高いもの（特定工作物）に係るもののみが対象となります。
- ◆ 特定工作物のうち特に知識が必要とされるものについては、工作物石綿事前調査者のみが資格として認められます。
それ以外の特定工作物については、従来の資格（建築物石綿含有建材調査者）でも調査が可能です。
- ◆ 特定工作物に該当しない工作物（その他工作物）については、石綿を含有する恐れがある場合のみ工作物又は建築物の調査者資格が必要となります。それ以外の場合については調査者資格は不要です。
- ◆ 書面等で平成18年9月以降に着工したものであることが確認でき、かつこれをもって事前調査を終えることができる場合に限り、その書面調査を行う際の調査者は資格が不要となります。

特定工作物とは？

何が対象？

次のページへ

※工作物とは

「建築物」以外のものであって、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備、煙突等及びこれらの間を接続する配管等の設備があるものをいう。

※建築物とは

「建築物」とは全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚物処理の設備等の建築設備を含むものをいう。なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物である。

特定工作物の種類

※表に記載のない工作物は全て「**その他工作物**」となります。

区分	工作物名
1	反応槽
2	加熱炉
3	ボイラ及び圧力容器
4	配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ※農業用パイプラインを含み、水道管は除く。
5	焼却設備
6	煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。)
7	貯蔵施設(穀物を貯蔵するための設備を除く。)
8	発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。)
9	変電設備
10	配電設備
11	送電設備(ケーブルを含む)
12	トンネルの天井板
13	プラットフォームの上家
14	遮音壁
15	軽量盛土保護パネル
16	鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
17	観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)

区分	対象工作物	事前調査に必要な資格
特定 工作物	① ・炉設備(反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備) ・電気設備(発電設備、配電設備、変電設備、送電設備) ・配管及び貯蔵施設(炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備) ※上水道管は除く。 【注】建築設備(建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は污水处理の設備等)に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。	工作物石綿事前調査者のみ
	② 煙突、トンネルの天井板、プラットフォームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板(建築物(建屋)に付属している土木構造物)、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを除く。)	工作物石綿事前調査者又は一般・特定建築物石綿含有建材調査者
その他の 工作物	③ 上記以外の工作物 建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。(エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物(作業用足場等)、遊戯施設(遊園地の観覧車等)等)	塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業 工作物石綿事前調査者又は一般・特定建築物石綿含有建材調査者 それ以外は資格不要

①の工作物は、工作物石綿事前調査者のみ調査できるものと規定されていることから、従来の建築物石綿含有建材調査者資格を有していたとしても要件を満たすことができません。
①の工作物を調査する場合は、新たに資格を取得する必要があります。

「建築設備」は、工作物ではなく建築物に該当するため、調査時には「一般・特定建築物石綿含有建材調査者」の資格が必要となります。

逆に、建築設備は「工作物石綿事前調査者」では調査できませんのでご注意ください。

資格取得に係る要件

受講資格区分番号	学歴等	実務経験年数
イ	石綿作業主任者技能講習を修了した者(実務経験年数不問)	—
ロ	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する実務経験年数:2年以上
ハ	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)	卒業後の工作物に関する実務経験年数:3年以上
ニ	「ハ」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する実務経験年数:4年以上
ホ	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、工学に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の工作物に関する実務経験年数:7年以上
ヘ	「ロ～ホ」に該当しない者(学歴不問)	工作物に関する実務経験年数:11年以上
ト	旧安衛法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者	工作物石綿含有資材の調査に関する実務経験年数:5年以上
チ	建築行政に関わる者	実務経験年数:2年以上
リ	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関わる者	実務経験年数:2年以上
ヌ	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	—
ル	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数:2年以上
ヲ	ロからルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者	—

受講機関等のご確認はこちらから

石綿総合情報ポータルサイト (厚生労働省)

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



参考情報

- ◆ 本規定は、令和8年1月1日以降に着工となる工事から適用されます。
- ◆ 事前調査の実施義務は元請業者に課されますが、調査の実施にあたっては、外部機関に所属する調査者等に委託する等して行うことも可能です。
- ◆ 水道管又はガス管等の地下埋設物については、建築物の敷地内部分が建築設備(建築物石綿含有建材調査者のみ調査可能)、敷地外の部分が工作物の扱いとなります(建設リサイクル法 質疑応答集を参照)。